

## 市民活動共同オフィスの今後のあり方について

### 1 これまでの経緯

市民活動共同オフィスの今後のあり方については、平成27年度第3回市民活動支援センター事業部会において事務局から議題として提案し、入居団体アンケート調査や近隣オフィスへのヒアリング等を行い、これを基に、平成28年度第1回から第3回の市民活動支援センター事業部会において議論し、素案を作成しました。

平成29年1月開催の第4回の市民活動支援センター部会において、素案を基に議論し、その意見を踏まえて、最終案を作成しましたので、ご審議をお願いします。

### 2 横浜市市民協働推進委員会 市民活動支援センター事業部会での検討経過

	開催回及び開催日	協議内容
1	平成27年度第3回 平成28年2月16日(火)	事務局から、これまでの共同オフィス事業の総括及び29年度末を目途に、今後のあり方についての整理を提案 ・共同オフィスの経緯の確認 ・横浜市市民活動共同オフィス入居団体アンケートの検討
2	平成28年度第1回 平成28年5月27日(金)	横浜市市民活動支援センター事業共同オフィスの事業評価について ・事務局から、入居団体へのアンケート結果と近隣の共同オフィスへのヒアリング結果について報告 ・現在の共同オフィスについて、市民活動支援センターの管理運営団体から報告 ・共同オフィスのあり方について協議
3	平成28年度第2回 平成28年7月21日(木)	市民活動共同オフィスの今後のあり方について ・共同オフィスの役割、今後の市民活動支援のあり方等について協議
4	平成28年度第3回 平成28年9月15日(木)	横浜市市民活動支援センター事業市民活動共同オフィスに関する意見書(案)について ・これまでの意見を基に作成した意見書(案)について協議 ・第2期第6回 横浜市市民協働推進委員会へ報告
5	平成28年度第4回 平成29年1月19日(木)	市民活動共同オフィスの今後のあり方について ・最終案の作成
6	第2期第8回 市民協働推進委員会	「市民活動共同オフィスの今後のあり方に関する意見書」の確定
7	平成29年3月	意見書を横浜市市民協働推進委員会から横浜市長あて提出

## 市民活動共同オフィスの今後のあり方に関する意見書（最終案）

市民活動共同オフィス（以下「共同オフィス」という。）は、平成14年10月に旧富士銀行横浜支店を暫定活用して設置されました。その後、東京芸術大学大学院の同所への移転に伴い、平成17年4月にクリーンセンタービル7階に移転し、平成21年11月からは、新たな市民活動総合支援拠点として再構築するため、同ビル5階の横浜市市民活動支援センター内に設置されて現在に至っています。

共同オフィスは、市民活動の活性化を目指して、

- 1 活動経験の浅い、立ち上がり期の団体の支援
- 2 入居団体の連携・交流・相互支援の促進

という2つの目的を達成するために設置されました。

開設から2度の移転を経て14年が経過しましたが、この間に市民活動を取り巻く環境は変化し、市民活動団体の活動のかたちも変わってきました。

共同オフィスは、開設当初から市民活動団体が管理運営を行ってきました。共同オフィスでは、入居団体間のネットワークによる相互支援とともに、管理運営団体による立ち上がり期の団体の自立支援が行われ、支援の主体となりうる多数の活動団体の育成につながり、市民活動の活性化に効果があったと評価できます。

しかし現在の入居団体は、他の団体を知り、情報共有することは行なっていますが、それらは各団体の活動の範囲内にとどまっており、入居団体間の積極的な連携・交流・相互支援はあまり期待できなくなっています。

一方で、横浜市が提供するオフィスに入居することにより対外的な信用を得られるという、当初共同オフィスが想定していなかった効果を期待する団体が増えているといった事実もあります。

このような現状を踏まえ、当委員会は共同オフィスの今後のあり方について、市民協働推進条例第17条第2項に基づき、次のとおり意見を申し述べます。

### 1 市民活動共同オフィスについて

共同オフィスの果たしてきた役割は、市民活動支援センター事業や他の様々な事業が担うようになってきました。また、市民活動団体は、ICT技術の進化により、特定の拠点を持たなくても活動ができるようになってきました。加えて、近隣には市民活動団体が利用できる民間のシェアオフィスが充実し、そ

それぞれの施設の個性に応じて市民活動団体の入居も進んでいます。

このように、共同オフィスを取り巻く環境は大きく変化を遂げ、行政が開設当初の目的を達成するために行うオフィススペースの提供は、すでに役割を果たし終えたと考えます。

## 2 今後の市民活動支援について

共同オフィスが提供してきた機能の一部については、今後も別の形で補う必要があると考えます。

### (1) 立ち上がり期の団体の支援について

地域で活動を始めた団体が、地縁による団体や福祉等のテーマ性を持った団体等と一緒にまちづくりを考えていくことは重要です。また、そのような団体には、身近な存在である各区の区民活動支援センターの支援が効果的です。そのため、区民活動支援センターは、団体を育てる視点を持ち、運営のノウハウや情報の提供をすることが期待されます。そこで、市民活動支援センターが、その区民活動支援センターをサポートすることをよりいっそう求めます。

### (2) 連携・交流・相互支援の促進について

地域の課題が多様化・複雑化する中で、テーマによる団体や地縁による団体など、様々な団体が連携や協働により、課題解決に結びつくまちづくり・地域づくりを推進していくことは重要です。

市民活動支援センターでは、中間支援組織の支援や担い手の育成等と合わせて、市民活動団体同士の連携・交流・相互支援の促進に取り組んでいます。今後さらに充実することを求めます。

### (3) 今後の市民活動の場について

I C T技術の進化に伴い、市民活動のかたちが変わり、市民活動団体は、固定的な場所を選ばなくなりましたが、交流やワークショップ、研修などの活動の場は引き続き必要です。団体の活動にあった市民活動支援として、柔軟性のあるさまざまな活動の場の提供が必要と考えます。

今後は、オフィスなどの固定的な場所の提供ではなく、身近な18区の区民活動支援センターや、かながわ県民サポートセンター、民間のシェアオフィス等が相互に情報提供を行い、活動の場を確保していくことを求めます。